**寝屋川市市民活動支援補助金Ｑ＆Ａ**

◆申込みについて

Ｑ１　申請書類に添付する書類として、「補助金の交付の申請をする日以前に３年以上

　　継続していることを証する書類」とありますが、具体的には何を添付すればよい

ですか。

　Ａ　「令和４年度」、「令和５年度」、「令和６年度」の活動がわかる写真（日付入り）や各種媒体（活動チラシなど）を各年度１点ずつ添付してください。ＮＰＯなど法人格を取得している団体であれば、これらの書類の代わりに履歴事項全部証明書を添付しても構いません。ただし、昨年度交付決定を受けた団体は、提出不要です。

◆対象団体について

Ｑ１　市内に事務所を置いてないのですが、申請できますか。

　Ａ　事務所が市外にあっても、市内で主要な活動を行っている団体であれば申請できます。ただし、補助金の交付の申請をする日以前に３年以上継続している団体であることが必要です。

Ｑ２　「補助金の交付の申請をする日以前に３年以上継続している」とありますが具体的な日付の考え方は。

　Ａ　例えば、令和７年５月５日に申請を行う団体の場合、令和４年５月４日以前に活動を始めた団体であれば該当します。

Ｑ３　○○町、や○○地区等のエリアを限定した公益的な活動を行っている場合、補助対象になりますか。

　Ａ　エリアを限定して活動している団体は対象外です。全市民対象の広域的な活動を行っている団体が補助対象となります。

◆補助対象経費について

Ｑ１　スタッフのお弁当や飲み物代は補助対象となりますか。

　Ａ　補助対象となりません。

Ｑ２　団体構成員（会員）が講演会の講師等を行った場合の報償費は補助対象ですか。

　Ａ　補助対象となりません。団体構成員以外の講師への報償費であれば補助対象となります。

◆実績報告について

Ｑ１　交付決定通知書をもらった後、すぐに補助金は交付されるのですか。

　Ａ　交付決定後に送付する「様式５　補助金概算払交付請求書」を提出していただきます。８月下旬（予定）に各団体が指定する金融機関へ補助金が振り込まれます。